

いずみケアセンター昭和館
指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護
《 重要事項説明書 》

当事業所は、ご利用者に対して、指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供いたします。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上の留意点を次の通り説明いたします。

指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護サービスの利用は、原則として要介護又は要支援と認定された方が対象となります。

サービスの利用ができます。

1 サービスを提供する事業者

法人名	株式会社 蘭企画
	〒990-0811
所在地	山形県山形市長町一丁目9番59-17号
連絡先	023-681-3423
代表取締役	庄司 正文
設立年月	平成3年11月

2 利用事業所

事業所の種類	指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護
事業所の名称	いずみケアセンター昭和館(事業所番号 0670103399)
所在地	山形県山形市長町一丁目9番59-14号
連絡先	023-681-0909
管理者	紅葉 和史
開設年月	平成23年10月
利用定員	20名
営業日	年中無休
受付時間	9:00 ~ 18:00
通常の送迎の実施地域	山形市・天童市・寒河江市・上山市・山辺町・中山町
第三者評価の実施	有 ・ (無)

3 サービスの目的・運営方針

(1) 目的

居宅においてその介護を行う者の疾病その他理由により、短期入所を必要とする利用者等に対し、入浴又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

(2) 運営方針

- ① 利用される方のニーズに応えられる、質の高いサービス提供に努めます。
地域の福祉ニーズに応えられる事業所を目指します。
- ② 利用される方、地域の方々に親しまれ、愛される職員となりうる真摯な態度と福祉従事者としての人格と自己研鑽に努めます。
- ③ 事業所自らのサービス評価をはじめ第三者評価を実施し常にサービスの向上に努めます。
- ④ 支援方針、サービスの内容を十分に説明し、短期入所生活介護計画について利用者の承諾と同意を得ます。
- ⑤ サービス向上のため業務手順や方法の改善、経営管理研鑽に努めます。

4 事業所の概要

(1)事業所

建 物	構造	木造平屋建
	延床面積	618.47㎡
	利用定員	20名
敷 地 面 積		1,352.6㎡

(2)居室

居室の種類	室 数	面 積	備 考
1人部屋	20室	10.66㎡～11.08㎡	洋室、ベッド

(3)主な設備

居室の種類	室 数	面 積	一人当たり面積	備 考
食堂・機能訓練室	2	60.8㎡	3.0㎡	1室 30.4㎡
浴室	3	15.7㎡		1室 6.5㎡ 1室 9.2㎡
便所	7	21.0㎡		1室 3.0㎡
医務室	1	8.7㎡		
面談室	1	7.2㎡		
調理室	1	22.7㎡		
介護材料室	1	2.5㎡		
洗濯室・汚物処理室	1	8.8㎡		
介護・看護職員室	1	13.8㎡		
便所	1	1.7㎡		

当事業所では、山形県の定める指定基準を遵守し以上の事業所・設備を設置しております。

5 居室の変更

利用者の心身の状況により、居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族にご連絡・ご相談の上実施するものとします。

6 職員の配置状況

(1)職員体制

職 種	員 数	区 分			
		常 勤		非 常 勤	
		専 従	兼 務	専 従	兼 務
管理者	1		1		
生活相談員	1	1			
看護職員	2		1		1
兼機能訓練指導員	2		1		1
介護職員	15	8	4	3	
医師	1			1	
栄養士	1	1			
調理員	4		3	1	
合計	27	10	10	5	2

当事業所では、山形県の定める指定基準を遵守し、介護サービスを提供する職員を上記の通り配置しております。

※令和4年4月現在

(2)職員の勤務体制及び職務内容

職 種	勤務体制	職務内容
管理者	勤務時間帯 8:30～17:00に勤務	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
生活相談員	勤務時間帯 9:00～17:30に勤務	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員 兼機能訓練指導員	勤務時間帯 9:00～17:30のうち6時間	ご利用者の健康管理や療養上のお世話、服薬管理を行います。
	勤務時間帯 9:00～17:30内の1.5時間	日常生活を営むために必要な機能を改善、または現状の能力維持や減退の防止のための訓練を行います。
介護職員	早番 7:00～15:30に勤務	ご利用者の着替え、排泄、入浴、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内移動の付添い等、日常生活全般の援助等を行います。
	日勤 9:00～17:30に勤務	
	遅番 10:30～19:00に勤務	
	夜勤 16:30～翌9:00に勤務	
医師	週1回、内科の施設内診察があります。	ご利用者の健康管理及び医療の処置に適切な措置を講じます。
栄養士	勤務時間帯 9:00～17:30に勤務	事業所内の食事の献立、栄養管理、ご利用者の食事形態管理を行います。
調理員	早番 5:45～14:15に勤務	栄養士の指示の下、献立を元に、ご利用者の食事を調理致します。
	遅番 10:00～18:00に勤務	

7 サービス提供内容

(1) 介護保険給付サービス

事業所が介護サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による負担割合の額の支払いを受けるものとします。

種類	内容	一日あたりの利用料金	
食事の介助	・食事はできるだけ離床して食堂で召し上がって頂けるよう支援致します。	従来型個室	(1割負担額) (2割負担額) (3割負担額)
排泄介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。	要支援1	4790円 (479円) (958円) (1437円)
	・おむつを使用する方に対しては、利用者の状況に応じて随時交換を行います。	要支援2	5960円 (596円) (1192円) (1788円)
入浴介助	・週2回の入浴または清拭を行います。		
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮致します。	要介護1	6450円 (645円) (1290円) (1935円)
	・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うように配慮致します。	要介護2	7150円 (715円) (1430円) (2145円)
	・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助致します。		
・シーツ交換は週1回実施致します。			
健康管理	・入所者の健康状況に注意し必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。	要介護3	7870円 (787円) (1574円) (2361円)
	・嘱託医師のより、週1回診察日を設け健康管理に努めます。緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。	要介護4	8560円 (856円) (1712円) (2568円)
相談及び援助	・当施設は、入居者及びそのご家族からの相談については、誠意を持って応じ可能な限り必要な援助を行うように努めます。	要介護5	9260円 (926円) (1852円) (2778円)
	相談窓口 生活相談員 小野 美恵		
新加算介護職員等処遇改善加算Ⅱ	・所定単位数に13.6%を乗じた単位数です。		
送迎	・通常の送迎の実施地域は山形市・天童市・寒河江市・上山市・山辺町・中山町とします。		(1割負担額) (2割負担額) (3割負担額)
	・利用者の心身の状態と家族の事情等からみて必要と認められる場合、リフト付の送迎車で入退所の送迎を行います。	片道1840円	(184円) (368円) (552円)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	・利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員	1日60円	(6円) (12円) (18円)
看護体制加算(Ⅰ)	・常勤の看護師を1名以上配置していること	1日40円	(4円) (8円) (12円)
看護体制加算(Ⅱ)	・看護職員により、病院、診療所、訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること	1日80円	(8円) (16円) (24円)
緊急短期入所受入加算	・諸事情により居宅サービス計画にない短期入所生活介護を緊急に行った場合	1日900円 14日を限度	(90円) (180円) (270円)
長期利用者に対する短期入所生活介護	・連続して30日を超えて利用した場合、超過日より減算	1日△300円	(△30円) (△60円) (△90円)
長期利用者に対する短期入所生活介護	・連続して60日を超えて利用した場合、超過日より減算	1日△550円	(△55円) (△110円) (△165円)
医療連携強化加算	・協力医療機関(小松医院)との連携及び、当該者の主治医、医療機関との連携方法や搬送方法も含め、急変時の対応について同意を得た場合	1日580円	(58円) (116円) (174円)

(2)介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	
食事サービス	<p>ご利用者様の身体状況に応じて食事の提供を致します。 献立表により、栄養のバランスと利用者の身体状況や嗜好に配慮したバラエティに富んだ食事を提供致します。</p> <p>食事時間 朝食は、8時00分からです。 但し、負担限度額認定を受けている方は 昼食は、12時00分からです。 下記の通りとします。 夕食は、17時00分からです。</p> <p>食費 朝食 (530円) 第一段階 300円 昼食 (801円) 第二段階 600円 夕食 (636円) 第三段階① 1000円 3食計(1967円) 第三段階② 1300円 おやつ1日(100円) 基準費用額…(1445円)</p>	
滞在費	<p>個別対応で室料及び光熱費相当の滞在費を徴収致します。</p> <p>個室 1日 1700円 長期滞在個室 1日 1950円 但し、負担限度額認定を受けている方は下記の通りとします。 (継続60日以上利用の場合)</p> <p>第一段階 380円 第二段階 480円 基準費用額 第三段階 880円 (1231円)</p>	
その他日常生活費	1回 180円	ご入浴の際のバスタオルやシャンプー・リンス・ボディソープ等消耗品代です。
光熱費及び感染症対策費	1日 288円	物価高騰による、光熱費及び感染症対策消耗品代です。
特別な送迎	<p>当施設の通常の送迎実施区域外の方に送迎を実施した場合に徴収致します。 (距離はいずみケアセンター昭和館から最短距離で計測した場合とします。) (送迎単位の他に徴収します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10kmまで…500円 ・10kmを超えて5kmずつ…500円を追加 	
日常生活上必要となる諸経費	<p>利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用です。 日用品・保健衛生費・レクリエーション費(もちつき・芋煮会等の参加費100円～300円含)必要に応じて負担して頂きます。 実費</p>	
社会生活上の便宜の供与等	<p>日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合、利用者および家族の同意を得て代行します。 受給者証交付申請手続き・福祉医療証手続き・精神通院医療申請手続き・老人医療証申請手続き等 一件につき (1000円)</p>	
金銭・貴重品管理	<p>預り金、貴重品は原則としてお預かりしておりませんが、諸事情によりやむを得ず、管理を必要とする場合は、管理費を頂戴致します。 (500円)</p>	
理容サービス	<p>理容師の出張による理容サービスをご利用頂けます。</p> <p>髪カット+顔剃り (2700円) 髪カット (2300円) 顔剃り (2300円)</p>	
その他	・サービス提供記録等の複写代 1枚あたり (10円) ・証明書・諸書類の発行代 (200円)	

経済状況の著しい変化、その他止むを得ない事由がある場合、介護保険給付対象外サービス利用料金は、相応な料金に変更することがあります。その場合は、事前に変更内容並びに変更理由について、事前にご案内し説明致します。是非ご理解の程お願い致します。

8 (1) 介護保険給付対象サービス内容の料金

介護保険給付対象サービスによるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)の9割または8割、7割が介護給付費の対象となります。事業者が介護給付費等の給付を保険者から直接受け取る(代理受領する)場合は、利用者負担分として、サービス利用料金の1割または2割、3割を事業所にお支払い頂きます(定率負担又は利用者負担額といいます)。尚、定額負担又は利用者負担額の軽減率が適用される場合は、この限りではありません。

(2) 介護保険給付対象外サービス内容の料金

上記「サービス提供の内容(2)介護保険給付対象外サービス内容」の項目を参照下さい。

(3) キャンセル料

- | | |
|---------------|-------|
| ●利用期間中・利用開始当日 | 実費相当額 |
| ●利用開始日前17時まで | 無料 |

(4) 利用料金のお支払方法

上記(1)~(3)のサービスの利用料金は、1ヶ月毎に計算し、ご請求致しますので、利用月の翌月15日までに、以下のいずれかの方法でお支払下さい。

(お支払方法)

- ① 金融機関の利用者口座からの自動引き落とし又は当事業所口座への振り込みをご利用される場合

きらやか銀行県庁通支店
普通口座 1 6 5 9 3 8
株式会社 蘭 企 画 代表取締役 庄 司 正 文

- ② 現金によるお支払の場合は、いずみケアセンター昭和館の窓口にてお支払下さい。

9 (1)事業者は、法令に基づいて利用者の記録および情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて閲覧、複写物の交付を行います。窓口業務は、9時00分～17時30分です。

(2)利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所および医療機関等との連絡調整や市町および関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」)に基づき情報提供をいたします。

(3)人感センサー等の設備は各居室にはございません。状態に応じてセンサーマット等の安否確認機器の導入を相談させて頂く場合があります。

10 (1) 苦情の受付

ご相談や苦情の受付は下記にて行います。

窓口または電話での受付

[担当者]	小野 美恵	
[受付時間]	月曜日～金曜日	9:00～17:00
[電話番号]	023-681-0909	
[ファックス]	023-681-0799	

郵便による受付	〒990-0811
[住 所]	山形市長町一丁目9番59-14号

メールによる受付	アドレス izumishowakan@gmail.com
----------	------------------------------

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための体制と手順

- ・苦情又は相談があった場合、苦情の内容等、状況を詳細に把握するため、必要に応じ、利用者を訪問して事実関係の確認を行う。
- ・相談担当者は速やかに施設長に苦情の内容等を報告し、関係職員とともに対処を協議する。
- ・対応内容に基づいて、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、苦情申し出者に対して、対応方法を含めた結果報告を行う。

(3)匿名の苦情への対応を行うための処理体制と手順

- ・ご意見箱を設置
- ・設置場所…玄関ホール
- ・対応結果の公表…掲示板に掲示

(4)行政機関その他苦情および相談受付機関

山形市役所/介護保険課	山形市旅籠町二丁目3番25号	TEL:023-641-1212
天童市役所/保険給付課	天童市老野森一丁目1番1号	TEL:023-654-1111
寒河江市役所/高齢者支援課	寒河江市中央一丁目9番45号	TEL:0237-86-2111
上山市役所/健康推進課	上山市河崎一丁目1番10号	TEL:023-672-1111
山辺町役場/保健福祉課	東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地	TEL:023-667-1111
中山町役場/健康福祉課	東村山郡中山町大字長崎120番地	TEL:023-662-2111

山形県国民健康保険団体連合会

[所在地]	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地
[電話番号]	0237-87-8006

11	来訪・面会	・来訪者は、来所時に必ず事務所受付に連絡して下さい。 ・宿泊される際には、事前にご相談下さい。
	外出・外泊	・外出、外泊の際は、事前に許可をとって下さい。
	協力医療機関	・協力医療機関およびその他の医療機関以外の受診および入院については、ご家族の対応が必要となる場合があります。
	居室・設備・器具の使用	・事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご使用下さい。 尚、不注意による破損については、弁償していただく場合があります。
	喫煙・飲酒	・喫煙は決められた場所で行います。 ・飲酒は可能ですが、他の利用者に迷惑をかける程度に行いません。
	貴重品の管理	・貴重品の破損・紛失については、責任を負いかねます。
	宗教・政治 営利活動	・利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動はできません。 ・政治活動および営利活動はできません。
	動物の 持ち込み飼育	・事業所内へのペットの持ち込みおよび飼育はできません。

12 (1) 事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び県、市町村、居宅介護支援事業所等に事故の発生状況及び今後の対応等について報告致します。また、事故により居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に変更が生じる可能性がある場合は、担当のケアマネジャーに事故の概要を報告致します。

(2) 当施設では、サービスの提供にともなって、当施設の責めに帰すべく事由により、ご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその損害を保障限度額の範囲内において、その損害を賠償しますが、当施設は自己の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。

13	医療機関名	診療科	所在地	電話番号
	小松医院	心療内科	山形市長町一丁目4丁目1号	023-684-1360

14 当事業所は、非常災害発生時には、火災・地震・風水害の対応における「消防防災計画」により対応いたします。

避難・防災訓練	別途定める「消防防災計画」に則り、避難・防災訓練(年間2回)を利用者の方も参加して実施致します。			
防災設備等	・自動火災報知器 ・誘導等 ・消火器	あり あり あり	・スプリンクラー ・ガス漏れ報知器	あり あり
消防計画等	消防署への届出日	平成 25年 8月 29日 管理権原者 庄司正文 防火管理者 紅葉和史		
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しております。 ・加入保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン			

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明及び交付を受け、指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護サービス提供に同意しました。

令和 年 月 日

契約者住所 〒

氏名

署名 代理人住所 〒

氏名

私は、指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明及び交付を行いました。

所在地 〒990-0811 山形県山形市長町一丁目9番59-14号

事業者 株式会社 蘭企画
いずみケアセンター昭和館

代表者 代表取締役 庄司 正文

いずみケアセンター昭和館

説明者氏名

相談員 小野美恵